

武蔵野市 NPO・市民活動ネットワーク規約

第1章 総則

(名称及び事務所)

- 第1条 本会は、武蔵野市 NPO・市民活動ネットワークという。
2 本会の事務所は東京都武蔵野市境 5-24-10 亜細亜大学1号館 栗田研究室に置く。

(組織及び入会・退会)

- 第2条 本会は、武蔵野市を中心として活動を行っている、又は武蔵野市内に事務所を有するNPO・市民活動団体(以下「会員」と呼称する)で構成する。
2 本会への加入を行う場合は、所定の様式を代表理事に提出のうえ理事会の承認を受けなければならない。
3 本会から退会する場合は、所定の様式を代表理事に提出する。

第2章 目的及び事業

(目的)

- 第3条 本会は、武蔵野市における NPO・市民活動の健全な発展のためにネットワーク型中間支援組織をつくり、NPO・市民活動の意義と成果を広く市民に伝え、そのための環境整備を進め、会員間及び行政・企業などとの連携と協働の促進を図ることを目的とする。

(事業)

- 第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動及び事業を行う。
(1) NPO・市民活動の意義と成果を市民に伝える活動
(2) NPO・市民活動団体の自立をサポートする活動
(3) NPO・市民活動の環境整備を進める活動及び政策提言
(4) NPO・市民活動に関する会員間及び行政・企業などとの連携及び協働の促進。
(5) NPO・市民活動に関する研修会・交流会等の開催。
(6) NPO・市民活動に関する情報の交換と共有及び調査・研究。
(7) その他目的達成に必要な活動及び事業。

第3章 役員

(役員の数)

- 第5条 本会に次の役員を置く。
(1) 代表理事 1名
(2) 副代表理事 1名
(3) 理事 10名以内(代表理事及び副代表理事を含む) (4) 監事 2名

(役員を選出)

- 第6条 役員を選出は、次の各号により行うものとする。
(1) 理事及び監事は、総会で選出する。
(2) 理事は会員1団体から1名にかぎり選出できるものとする。
(3) 代表理事、副代表理事は、理事の互選で選出し、総会で承認を受ける。
(4) 監事は理事又は本会の職員を兼ねてはならない。

(役員職務)

- 第7条 代表理事は、本会を代表し、会務を総括する。
2 副代表理事は代表理事を補佐し、代表理事に事故があるときは、その職務を代行する。
3 理事は、理事会を構成し、本会の運営について審議し業務を執行する。
4 監事は、事業及び会計事務の監査を行い、その結果を総会に報告する。
5 監事は、前項の職務結果を報告する必要がある時は、理事会及び総会を招集して報告し、あるいは意見を述べることができる。

(役員任期)

- 第8条 役員任期は原則として1年とする。但し、再任を妨げない。
2 役員任期中に欠員が生じた場合は、辞任した役員が所属する会員(団体)から補欠を出すことができる。但し、その任期は、前任者の残任期間とする。
3 役員が辞任し、または役員任期満了後も、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

第4章 運営

(会議)

- 第9条 本会に総会、理事会、事務局を置く。

(総会)

- 第10条 総会は年1回代表理事が招集する。なお、臨時の開催は、理事会が必要と認めた時、または会員の3分の1以上の書面による要請があった場合とする。
2 総会は、会員の過半数の出席で成立し、議事は出席会員の過半数で決定する。なお、可否同数の時は議長が決する。
3 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって評決し、または、他の会員を代理人として評決を委任することができる。
4 前項の規定により評決した会員は出席したものと見なす。
5 議長は会員の中から選出する。
6 総会に付議すべき事項は、次の通りとする。
(1) 活動及び事業に関すること。
(2) 規約の改廃に関すること。
(3) 理事及び監事の選出に関すること。
(4) 予算及び決算に関すること。
(5) その他重要なこと。

(理事会)

- 第11条 理事会は、代表理事が招集し、総会の決定事項の執行及び本会の運営等について協議する。なお、臨時の開催は、理事の3分の1以上の書面による要請があった場合とする。
2 理事会は理事で構成する。
3 理事会は、理事の過半数の出席で成立し、議事は出席理事の過半数で決定する。なお、可否同数の時は代表理事が決する。
4 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって評決することができる。
5 前項の規定により評決した理事は出席したものと見なす。

(事務局)

- 第12条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。
2 事務局には事務局長及び必要な職員を置く。
3 事務局長及び職員の任免は理事会の議を経て代表理事が行う。
4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第5章 会計

(会計年度)

- 第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する。

(会費等)

- 第14条 本会の会計は、会員の年会費、賛助金、その他の収入をもってあて、
2 年会費は会員1団体あたり年額 2,000 円とし、年度始めに1年分を一括払いとする。
3 年度途中の退会については、納入済みの当該年度分の会費は返却しないものとする。
4 会費を1年以上滞納した会員は、翌年度の会員権限を停止し、2年の滞納をもって自然退会とする。当該団体が再入会を希望する場合は、過去滞納分の会費納入を条件とする。
5 賛助金は1口 1,000 円(1口以上)とする。

第6章 雑則

(その他の事項)

- 第15条 当規約に規定されていない事項については、本会の趣旨に沿い理事会で協議したうえで決定する。

付則

(施行期日)

- この規約は平成 19 年 2 月 24 日から施行する。
2 この規約の施行直後の会計年度については、第 13 条の規定にもかかわらず、施行日より平成 20 年 3 月 31 日までとする

武蔵野 NPO ネット入会のご案内

(武蔵野市 NPO・市民活動ネットワーク)

2007年5月版

1. 武蔵野市 NPO・市民活動ネットワークについて

武蔵野市 NPO・市民活動ネットワーク(略称:武蔵野 NPO ネット)は、市内を拠点に活動するNPO・市民活動団体同士が緩やかな交流・情報交換をするためのネットワークとして、2006年1月28日に誕生しました。

しかし、その後、武蔵野市NPO活動促進基本計画策定や武蔵野プレイス専門家会議の建設計画再検討が進められたこと、2007年度中に市役所西棟7階に市民協働スペースが開設されることなどから、武蔵野 NPO ネットを取り巻く環境が大きく変わりました。

こうした状況下でも、私たちの役割が親睦・交流組織だけに止まるとしたら、参加団体の期待に十分に答えられないと私たちは考え、市民協働スペースや武蔵野プレイスの市民オフィスなどの管理運営業務を受託できる組織に改め、武蔵野市の NPO・市民活動の健全な発展のために、ネットワーク型中間支援組織を立上げる方針を固めました。

このため、武蔵野NPOネットを任意団体に格上げし、規約を整え会費制を導入して最小限の財政基盤を固める必要があると私たちは判断し、2007年2月24日の総会の了承を得て、任意団体として新たな一歩を踏み出しました。

このパンフレットは、こうした趣旨に賛同いただき、武蔵野 NPO ネットに入会を希望される NPO・団体のために作成したご案内です。みなさまの積極的な参画と活動に対するご理解・ご支援をよろしくお願い申し上げます。

武蔵野 NPO ネット理事一同

【2007年度理事】

代表理事：栗田充治、副代表理事：岩城末子

理事：奥山麻里、岩田洋和、佐藤祐子、篠原二三夫、鈴木裕子、村上朋子

2. 会員サービス内容

(1)現在のサービス

① 会員の広報活動のために、すぐ使えるメーリングリスト(ML)を提供

会員用 ML(メーリングリスト)を開設し運用中。ML を活用し 30 団体を超える市内 NPO や市民活動団体を通じて、イベント等の広報活動を効率的に行おう！

② 広報活動のために、当ネットワーク公式サイトを提供

ML への投稿内容は、NPO ネット公式サイト <http://mncan.cboard.jp/>中の「NPO の広場」に掲載(無料、通常3日以内で掲載)。各団体からの広報記事も掲載。

③ ソーシャル・ネットワーク・サービス(SNS)の提供(試験運用中)

会員相互間や会員団体内メンバー間の連絡や意思疎通の確保や会員を増やそうとしている団体は、MIXI と同様の機能を持つ SNS を活用してください(運用試行中)。

④ ニュースレターの配布と広報のための活用

会員にはニュースレターを pdf 等により ML を通じて電子配布します(印刷物も要請により配布。季報ですが、会員広報活動支援のために随時発行も行います)。

⑤ 研修サービスの実施

武蔵野市とNPO・市民活動促進講座を共催します。第2回(2月)は武蔵大学の粉川一郎先生に「NPO や市民活動でインターネットをどう活用できるか」を講演いただき盛況。第3回(6月)は日本最大のブログ「CANPAN」の活用について講座を開催予定。

(2)今後予定のサービス

① 中間支援組織としてワンストップ・サービス提供を計画

NPO 立上げやボランティア活動促進のために、公的手続きや補助金、人材、会計・税務などのアドバイスを行う中間支援組織としてのサービス提供を計画。

② ネットワーク拡大ツールの開発と提供

先端的なネットワーク拡大ツールの試行や導入を通じて、会員団体の活動を支援。

3. 入会手続き

(1)入会申込み手続きは以下のいずれかをお願いします！

① むさしのヒューマン・ネットワークセンター

(申込書持参・郵送可。受付時間 9:30～17:00、祝祭日を除く月～土曜日)

武蔵野市境 2-10-17 武蔵境市政センター2F TEL/FAX 0422-37-3410

② NPO 法人まちづくり観光機構「まちあい」(郵送受付のみ。宛先:岩田)

武蔵野市吉祥寺本町 2-5-10 TK 吉祥寺ビル 2F 株式会社オデッセイ 内
TEL 0422-23-1512

※1 申込書は上記①にあります。が、<http://mncan.cboard.jp/>からもダウンロード可。

※2 申込書提出の前に、mncan@cboard.jpに入会希望メールをいただければ、入会手続きが早まります。

(2)年会費・納入方法

年会費 : 年間1団体 2,000 円(入会金なし)。初年度分は入会時お支払い。

振込方法 : 郵便振替もしくは現金(現金でのお支払いはヒューマン・ネットワークセンター受付へ。領収書を発行致します)。

(郵便振替口座名義) 武蔵野市 NPO 市民活動ネットワーク

(口座番号) 00110-3-483748

4. 武蔵野市への登録のお願い

武蔵野 NPO ネットは、自立的な活動に加え、中間支援組織として、武蔵野市と連携した活動をめざしています。当会に入会される NPO や市民活動団体には、次の2点について、武蔵野市への登録もしくは登録確認をお願いしています。ご協力ください。

① 武蔵野市の市民活動団体あるいは NPO 法人団体リストへの登録もしくは登録確認

② 武蔵野市市民活動情報サイトへの会員登録

※3 詳しくは、武蔵野市企画政策室市民協働推進課にお問い合わせ下さい。

TEL 0422-60-1830 E-Mail sec-kyoudou@city.musashino.lg.jp